

業務委託契約書附属条件(建築設計業務)

(趣旨)

第1条 この附属条件は、業務委託契約書別添の建築設計業務委託契約約款（以下「約款」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び業務委託契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(約款の規定に基づき提出する書類の様式)

第2条 受注者が、約款の規定に基づき発注者に提出する書類は、建築設計業務委託契約書約款に基づく各種提出書類の様式について（平成21年3月23日付け20盛契第169号財政部長通知）に定める様式によるものとする。ただし、当該財政部長通知に定めのないものについては、調査職員の指示する様式によるものとする。

(管理技術者)

第3条 約款第15条第1項の規定により定める管理技術者は、設計図書に特段の定めがないときは、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 建築物の設計業務（設備のみに係るものを除く） 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士
- (2) 建築物の設備の設計業務 受注者が定めた者で業務の履行に関し支障がないと発注者が認めた者

(前金払)

第4条 約款第39条の前払金の支払いは、公共工事の経費の前金払について（平成20年6月19日付け20盛契第50号各課等の長あて財政部長通知）に定めるところによるものとする。